柏市指定管理者導入方針検討委員会会議録

１．開催日時
令和８年５月２７日（水）１５時から１６時３０分まで

２．開催場所
柏市役所本庁舎３階庁議室

３．出席者
(1) 委員
山田副市長（委員長），小島企画部長（副委員長），鈴木総務部長，恒岡財政部長，石橋委員，小池委員，坂齋都市部長，小笠原公園緑地課長
(2) 事務局
石川課長補佐，吉岡係長ほか２名

４.配付資料
次第
資料１　指定管理者導入方針検討委員会資料
資料２　柏リフレッシュ公園リフレッシュプラザ柏施設概要及び現状
資料３　柏リフレッシュ公園リフレッシュプラザ柏指定管理者制度導入の効果
資料４　柏リフレッシュ公園リフレッシュプラザ柏指定管理者募集概要及び要求水準(案)
資料５　柏リフレッシュ公園リフレッシュプラザ柏指定管理者候補者の選定審査評価表(案)
資料６　柏リフレッシュ公園リフレッシュプラザ柏指定管理者候補者の選定審査評価表の評価の考え方(案)
資料７　柏リフレッシュ公園リフレッシュプラザ柏の指定管理者募集要項(案)
資料８　柏リフレッシュ公園リフレッシュプラザ柏の指定管理者募集時業務仕様書(案)
資料９　柏リフレッシュ公園リフレッシュプラザ柏の指定管理者制度導入スケジュール(案)

５．議題
(1) 議題１　施設概要と指定管理者制度の導入について
(2) 議題２　指定管理者の募集内容等について
(3) 議題３　候補者選定のための基準等について

６．議事概要
(1) はじめに
・検討委員会の公開について
柏市情報公開条例第２３条第１項の規定により本検討委員会を非公開とすることについて，各委員による承認を受けた。
・各委員，事務局の自己紹介
・委嘱状の交付
・会議録について
指定管理者を指定する以前においては，公にすることにより，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれる可能性があることから，指定管理者指定の議案上程後にホームページ等で公開する。また，公文書の開示請求があった場合も同様の対応とする。
・決定内容の修正について
決定内容を修正する場合は，外部委員にはメール，内部委員は持ち回りの上，合議により対応する。

(2) 議題１施設概要と指定管理者制度の導入について
〇施設所管課
・資料１～３の内容に基づき説明

〇恒岡委員
・事業者が応募しやすいよう，今後必要となる修繕を示してはどうですか。

〇施設所管課
・いただいた内容について，検討いたします。

〇恒岡委員
・果実還元の考え方を説明してください。

〇施設所管課
・果実還元割合は利益の４割以上とし，具体の方法は応募者の提案としております。

〇鈴木委員
・指定管理者導入の効果について，数値目標との関係で教えてください。

〇施設所管課
・令和６年度の目標値としましては，プール 110,000 人，トレーニング室 16,000 人，温浴施設 31,000 人としており，目標値は達成したものの，人件費等の高騰により収支黒字に至りませんでした。

〇鈴木委員
・入場制限をかけているとのことですが，利用者数がこれ以上増える余地はあるのでしょうか。

〇施設所管課
・夏場などの特定時期・時間帯で利用制限を行っているので，利用時間の分散等ができれば，利用者増の余地はあると考えています。

〇小島副委員長
・指定管理制度の導入にあたり，コストについては比較しましたか。

〇施設所管課
・現指定管理者の正職員の人数を市職員に置き換えた場合の人件費で比較し，指定管理者制度の方が安価との試算結果となりました。

〇石橋委員
・太陽光パネル設置による設備費や削減効果の試算はあるのでしょうか。

〇施設所管課
・現時点では，試算できておりません。

〇山田委員長
・太陽光パネルの設置について，どれくらいの収支改善効果が見込まれるかといった点は，今後整理していただけると良いと思います。

・それでは，当施設について引き続き指定管理者制度を導入するとの前提で次の議題に進めても良いでしょうか。（他の委員より反対意見無し）

(3) 議題２指定管理者の募集内容等について

〇施設所管課
・資料１・４・７・８の内容に基づき説明

〇鈴木委員
・現指定管理者選定時には何社の応募があったのでしょうか。

〇施設所管課
・４社です。

〇鈴木委員
・複数社応募は珍しいと思いますが，工夫した点はあるのでしょうか。

〇施設所管課
・法人の所在条件を付していなかったことだと考えております。なお，今回の所在条件は，千葉，埼玉，東京，茨城としておりますが，これまでの指定管理者もこれらの地域の事業者のため，同程度の応募があるものと考えています。

〇恒岡委員
・光熱水費の基本的な考え方ですが，精算（予め設定した金額に対する追加支給や返納）はしないとの理解でよろしいでしょうか。

〇施設所管課
・現時点では考えていません。なお，ガス代についてはクリーンセンターからの余熱供給を受けている施設ですので，一定程度の余熱供給が停止した場合にはガス代の補填をしています。

〇恒岡委員
・果実還元について，収入から支出を差し引いた利益の４割とのことですが，定額制や基準額の設定も検討してはいかがでしょうか。

〇施設所管課
・いただいた内容について，検討いたします。

〇恒岡委員
　利用者満足度の高い自主事業として想定しているものは何ですか。

〇施設所管課
・水泳教室やエアロビクス、ズンバといったものが参加者が多いと聞いています。

〇鈴木委員
　水泳教室やエアロビクスなどは民間事業者でも実施していますが，自主事業の提案にあたり制限はあるのでしょうか。

〇施設所管課
・制限はつけていません。

〇小島副委員長
　要望にはなりますが，現指定管理者制度と次期指定管理者制度との要求水準について，変更がないように見える一方，施設管理上の課題も認識しているようですので，課題解決に向けた要求水準に追記してはいかがでしょうか。

〇山田委員長
　施設内でのレジオネラ属菌検出などがあったことを踏まえ要求水準に追記した箇所はあるのでしょうか。

〇施設所管課
・要求水準自体の追記ではありませんが，前回よりコンプライアスの項目の配点を増やしております。

〇山田委員長
　施設でのトラブル発生時の対処法（連絡体制など）について，どのように考えているのでしょうか。

〇施設所管課
・現在もトラブル等発生時は，緊急時連絡体制により運用することとしていますが，災害時や緊急時への初動体制の構築について，要求水準への記載をしたいと考えます。

〇恒岡委員
・受益者負担の見直しについて，記載している部分や考え方を教えてください。

〇施設所管課
・仕様書内に条例改正があった場合の協議について記載しております。

〇山田委員長
・利用料の上限が変更した場合に，指定管理料の協議をするとの理解でよろしいでしょうか。

〇施設所管課
・そのとおりです。

(4) 議題３候補者選定のための基準等について
〇施設所管課
・資料１・５・６の内容に基づき説明

〇恒岡委員
・評価にあたり，足切りは考えていますか。

〇施設所管課
・現時点では考えておりません。

〇恒岡委員
・仮に１点がついたとしてもその理由説明や改善ができれば、点数が低い項目があったとしても選定されるということですか。

〇施設所管課
・程度もありますが改善できるものであれば、指定管理者として選定したいと考えています。

〇鈴木委員
・おそらく他の指定管理者では最低点を設けていたと思いますので，再考してはいかがでしょうか。

〇施設所管課

・いただいた内容について，検討いたします。

〇小池委員
・応募団体が一社でかつ欠格事項に該当してしまった場合には、選定しないことになると思うのですが、そういう時はどうなるんでしょうか。

〇施設所管課
・緊急時に対応するための，公募以外の制度もあるようですので，この制度を検討したいと思います。

〇山田委員長
・緊急的な指定はどのような業者を想定していますか。

〇施設所管課
・現指定管理者や前指定管理者が選択肢になるかと思います。

〇山田委員長
・業者が見つからず、緊急指定もできない場合は、施設を閉館することも考えていますか。

〇施設所管課
・現時点では極力サービスをとめないようにと考えておりますが，選択肢としてはあります。

〇山田委員長
・委員は，評価表に記載のある審査内容のうち，どの内容により採点してもよいのですか。また，審査内容の重要度は各委員に委ねられているのですか。

〇施設所管課
・提案された項目について，審査内容に基づき審査してください。どの審査内容を重視するかは，各委員の任意となります。

〇山田委員長
・コンプライアンスに関する配点を重視したとのことですが，評価表の審査内容が多く採点が付けづらいため，例えば，コンプライアンスについては別項目にしてはいかがでしょうか。

〇施設所管課
・いただいた内容について，検討いたします。

〇坂齊委員
・評価表の中で，事業者の指定管理実績を評価する項目はあるのでしょうか。

〇施設所管課
・評価表の４－１④となります。

〇恒岡委員
・申請団体の所在地資格を千葉県，茨城県，埼玉県内及び東京都内に主たる事業所を有することとなっていますが，門戸を狭める理由はないのではないでしょうか。

〇施設所管課
・トラブル等発生時に早急な対応ができるよう，要件を付しています。

〇山田委員長
・所在地資格を無くして，早く駆け付ける体制を評価基準にしてはいかがでしょうか。

〇施設所管課
・いただいた内容について，検討いたします。

⑸ 今後のスケジュールについて
・７月１日から募集要項等の配布
・８月２１日から９月４日まで応募の受付
・９月下旬に候補者を決定するための選定委員会を開催予定
・１０月中旬に指定管理者の候補者を決定
・１２月の市議会において，指定管理者の指定の議案を上程